

平成26年度 情報公開制度・個人情報保護制度などの実施状況を公表

公正で開かれた市政を推進

情報公開制度

市政情報コーナー（市役所3階）で行政資料を公開しているほか、各部署でもさまざまな情報提供を行っています。

さらに、公文書公開請求を行っていたことで、個人情報などの例外を除き、どなたに対しても公文書等を原則公開しています。平成26年度の公文書公開請求は222件でした。くわしくは表1をご覧ください。

実施機関	請求		決定				存否 拒否	不服 申立	
	件数	取下げ	件数	公開	一部公開	非公開等 非公開 不存在			
市長	209	2	214	108	99	2	5	0	1
教育委員会	10	0	11	3	8	0	0	0	0
議会	1	0	2	1	1	0	0	0	0
監査委員	1	0	1	0	0	1	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	1	0	0	0	0	0	0	1	0
計	222	2	228	112	108	3	5	1	1

個人情報保護制度

市は、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護と適正な取り扱いに努めています。現在、

実施機関	請求		決定				存否 拒否	不服 申立	
	件数	取下げ	件数	開示	一部開示	非開示等 非開示 不存在			
市長	34	1	38	17	13	0	8	0	4
教育委員会	1	0	1	0	1	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	35	1	39	17	14	0	8	0	4

情報公開・個人情報開示を請求するには

請求書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を

実施機関	請求		決定				存否 拒否	不服 申立
	件数	取下げ	件数	開示	一部開示	非開示等 非開示 不存在		
市長	3,427	0	3,427	3,427	0	0	0	0

「ここが大好き立川」の写真を随時募集。あなたの写真を「広報たちかわ」に掲載してみませんか。くわしくは、市ホームページを閲覧してください。

市民の方が自らの個人情報が適切に扱われているかを確認するために行う個人情報の開示請求は、3462件（うち要介護認定にかかわる開示請求が3427件）でした。くわしくは表2、表3をご覧ください。また苦情の申し出、不服申し立て等を審査する個人情報保護審議会は10回開催されました。

会議の公開状況

市民参加と透明な市政を促進するため、審議会などの会議を公開しています。

平成26年4月～平成27年3月に公開した会議は、国民健康保険運営協議会や夢育て・たちかわ子ども21プラン推進協議会など308回。傍聴者数は231人でした。また、個人情報保護などの理由から非公開とした会議は452回。このうち介護認定審査会が240回でした。

市政情報コーナーをご利用ください

市政情報コーナー（市役所3階）には市が発行した計画書や報告書、予算書、決算書、契約関係資料などをはじめ、7500点余りのさまざまな資料を配置しています。閲覧は自由です。市発行の行政資料などはコーナー内のコピー機で写しを取れます（有料）。

●利用時間 午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）

●問 文書法政課情報公開係・内線3305、要介護認定開示請求は介護保険課介護認定係・内線1452

生活や仕事などで困っている方へ無料相談窓口「立川市くらし・しごとサポートセンター」を総合福祉センター内に4月から開設しています。

市は、生活や仕事などで困っている方を対象とした無料相談窓口「立川市くらし・しごとサポートセンター」を総合福祉センター内に4月から開設しています。

支援内容

▼経済的な問題をはじめ、さまざまな問題を抱えた方の相談を聞き、自立への支援を一緒に考えます。必要に応じて、自立に向けたプランを作成します▼就労に関する相談支援を行います▼離職等により住居を失った方、失う恐れのある方に、一定の間、家賃相当額を支給します。なお、支給を受けるには条件があります。

対象者

市内在住で、離職等により生活に困っている方

開設場所

総合福祉センター（富士見町2-36-47）

●受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）

●問 立川市くらし・しごとサポートセンター ☎（503）4308

職員人材育成基本方針を改訂しました

市は、市民に信頼され、地域のために高い成果をあげる活力ある組織を目指し、それを担う職員の育成について方向性を明らかにした「職員人材育成基本方針」を改訂しました。また、平成27年度から5か年を計画期間とする「第3次職員人材育成実施計画」を策定しました。

第3次職員人材育成実施計画 職員人材育成基本方針に基づき、その実現のための具体的取組事項を記載しています。

市は、コンプライアンスの定義を「倫理・法令遵守」に加え、「全体の奉仕者として求められる価値観・倫理観に基づいて誠実に行動すること」とし、コンプライアンス確保のための取組事項を記載しています。

コンプライアンス実施計画

市は、コンプライアンスの定義を「倫理・法令遵守」に加え、「全体の奉仕者として求められる価値観・倫理観に基づいて誠実に行動すること」とし、コンプライアンス確保のための取組事項を記載しています。

第65回社会を明るくする運動

パレードやサッカー教室などを実施

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

7月はこの運動の強調月間で、今年度は「地域の事業所等に対し、犯罪をした人等の立ち直りを支えることの重要性の理解を促進し、協力雇用主への登録および雇用を増やすための取り組みの拡大」と「犯罪をした人等の立ち直りを支えるための地域社会の協力の拡大」を重点事項としています。保護観察中の再犯罪は、就労状況や居住状況が不安定な人ほど高い傾向にあり、犯罪や非行をした人の生活基盤の確保は、犯罪や非行のない明るい地域社会実現のためには大切です。これらの人たちの就労意欲を認め、地域の皆さんの理解を深め、連携・協力していくため、次の活動を行います。

●街頭パレード 直接会場へ7月1日（水）午前9時30分から立川駅北口デッキ

●子ども作品展 ポスター・書道など。直接会場へ7月27日（月）～8月2日（日）、午前9時～午後5時（27日は午後1時から、2日は午後3時まで）子ども未来センター地下1階ギャラリー

●サッカー教室 東京ヴェルディのコーチによるサッカー教室。見学可。対中学生時9月6日（日）午前9時から。場六中校庭。8月28日（金）までに福祉総務課・内線1490へ

●問 福祉総務課調整係・内線1490

